議会運営委員会記録

1 日 時 令和4年3月1日(火曜日)

開 会 午前 9時59分

閉 会 午前10時21分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 舎川智也

副委員長 松尾 茂

委員 久保大憲

り 泉 英 之

川 岡部 享

川 髙田真里

リ 成田光雄

リ 横野 昭

4 欠席委員 O人

5 委員外議員として出席した者

議 月 上野 対 大島 満 川 谷口寿 ー 川 尾上一彦 ルかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長 浦野 弘司 庶務課長 大野 満 議事調査課長 野嶽 誠司 議事調査課長代理 中山 崇 議事調査課議事係長 酒井 優 議事調査課調査係長 金井 沙織 中村 千里 議事調査課主査

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたし ます。

〔傍聴の申込み1名について許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に髙田委員、成 田委員を指名いたします。

> 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりで あります。

> まず、大きな協議事項の1番目、3月定例会の運営についてであります。

1つ目の代表質問、一般質問について、初めに、代表質問については4名の方から通告があり、また、一般質問については21名の方から通告がありました。

そこで、代表質問及び一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。 なお、改めて申し上げますが、代表質問の質 問時間については、富山市議会自由民主党が 60分以内、自由民主党が25分以内、公明 党が25分以内、立憲民主市民の会が20分 以内となりますので御承知おき願います。

ここで、大島議員から、発言通告書とあわせて、お手元に配付の資料1、資料2のとおり一般質問の補足資料とチェック表が提出されております。この補足資料については、呉羽丘陵ハザードマップについての質問をする際に使用したいとのことです。

それでは、この補足資料を配布することについて、資料3の取扱いの第3項から第5項まで、及び第7項第2号、第3号の規定に照らして皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

横野委員

この資料と、質問の趣旨がどのようにつながっていくのか、質問の内容を聞かないとこの 資料が妥当かどうかはちょっと分からないの で、そのあたりの意見を求めるのはどうでしょうか。

委員長

ただいま、横野委員から、大島議員に補足資料の説明を求めたい旨の動議が提出されました。

これより、この動議を直ちに議題とし、説明を求めるかについて委員会条例第56条第1

項により、挙手により採決いたしたいと思い ますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長それでは、お諮りいたします。

補足資料について、委員会条例第43条第1項に基づき、大島議員に説明を求めることに、 賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手全員でございます。

よって、そのように決定いたします。 ここで、大島議員に、当委員会への出席を求 めるため、しばらくお待ちください。

〔大島議員の座席を用意、大島議員着席〕

委員長 それでは、横野委員からの意見について、大 島議員にお答えいただきたいと思います。

大島議員 ただいま、動議に基づき、発言の許可をいた だきありがとうございます。

> それでは説明させていただきます。今回の一 般質問の中で呉羽丘陵のハザードマップの基

になる、富山県が平成24年5月31日に指定した土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書―これは富山県のホームページから話でも御覧になることができます。これは5つでものですが、その中で、一番なりにわたるのですが、その中で、一番の公示に係るのとが、これは茶屋町(3)、箇所番号431のものです。原本では、赤色と黄色で色分けがしてあるので、白黒だと少し分かにくいのですが、真ん中が赤色で急傾斜地の崩壊に関する場所となります。

なぜ、これを出させていただいたのかというと、吊り橋はこの崩壊地域を避けて橋脚を立てるのですが、今回の補正予算の2億3,00万円の架設工事はベントが建つ位置の下に軟弱な地盤があるためにパイルーくいを打つという図面が出ております。

また、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第5条では、調査のための立入りでさえ、日の出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、立ち入ってはならないと決められておりますができないわけなので、それがここにかかっているのかどうかということは非常に重要な問題になると思います。そのため、皆さんに視覚的に分かるように今

回提出させていただいた次第でございます。

委員長

ただいま大島議員から御発言いただきましたが、第一義的には当局に説明資料という形で出したいということであります。これについて何か、御意見はありませんか。

横野委員

趣旨は理解できますが、今の橋梁が建つ位置が明記されていない図面をもらうと、あたかも、吊り橋を架けることによってこの地域全体が崩れるというイメージを持たれないからに一部にかかるという話に一部の名がこの図面によると、例えば橋の架かる位置がですければ資料として最適ですければ資料として最適ですければ強力の13の位置に今の施設がまつと、赤色の線に架かるため危険だとうでしなの資料とするのか、そのあたりはどうでしょうか。

大島議員

おそらく資料内の12、11の位置の付近の 崖側に、架設工事のベントが建つだろうとは 思うのですが、位置関係は分かりません。で すが、この範囲の中で工事を行うことは間違 いないだろうと思います。そもそも法律の趣 旨からいけば急傾斜地区―30度以上の傾斜 地の中で工事をしてはいけないということは 大原則ですので、かなり軟弱な地盤でもある ため、工事によって崩壊が誘因されるという ことを非常に危惧するものであります。

また、反対側の明神山遺跡の架設工事でも事故を起こして業者が指名停止になったことがありますから、安全のために注意をしてほしいとの意味も込めて、この資料を出させていただいたわけでございます。

鋪田委員

今の大島議員の説明を聞いて、資料がなくても、十分分かる内容だったのかなという気がしますので、資料配布の取扱について(資料3)の3(2)に該当するのかとの感想を持ちました。これについて大島議員はどのようにお考えでしょうか。

大島議員

議場ではいろいろな質問があり、時間的な制約もあるため、十分に説明ができるのか心配なところがございます。また、タブレットを導入すれば、これをカラーで見ることができるため一目瞭然なのですが、白黒であってもある程度この範囲が土砂災害の警戒区域であるということを前提として質問をさせていただければ、皆さんに御理解をいただけるのではないかと思っております。

委員長

ほかに大島議員に御質問がある方はいらっしゃいますか。では、ないようですので、この程度にとどめます。大島議員は、御退席ください。

〔大島議員退席〕

委員長

それでは改めて、補足資料について御意見等 はありませんか。

久保委員

先ほど、どなたでも確認できる図面だとのお話もあったのですが、やはり図面というのは図で表記してあることに意味があるので、議場では細部まで言葉で表現し、皆様の共通認識に達するというのはなかなか難しいというところがあるのではないかと思います。そのため、御本人がこのような資料を基に、

皆さんの共通認識を持って審議に当たりたいということであれば、特段他の項目に抵触するものでもないので、いいのではないかと思います。

髙田委員

今の意見のように大丈夫だと思うのですが。 1点、注意していただきたいのは、発言に当 たっては資料を参照としなくとも会議録を読 んで発言の内容が理解できるようにすること となっているので、資料を使う場合もこのこ とを注意していただきたいと思います。

泉委員

資料配布の取扱について資料3の5(4)に 「内容について誤りがなく、事実確認がなさ れていること。」とありますのが、この内容 の確認は誰が行うのか、確認させてください。

議事調査課長 資料配布の取扱については、令和元年8月に 議会運営委員会において決定したのですが、 5にありますとおり、資料の記載内容につい ては、配布しようとする議員において全責任 を負うとなっております。

泉委員

私も久保委員と同じで、こういったものは議 会改革の一つなので、なるべくなら前進させ ていただきたいとの思いはあります。この資 料の急傾斜に対する法律の一部を言葉で説明 されましたが、法律というのは解釈の仕方で 違ってきますので、そこまで精査された上で、 発言に誤りがないというのならば、認めても いいのかなと思います。

委員長

ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

それでは、大島議員が提出されました補足資料について、委員会条例第56条第1項により、挙手により、その内容が妥当かどうか確認させていただきたいと思います。

それでは、大島議員が提出された補足資料を 取扱いに基づいて配布することに、賛成の諸 君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

は、議案質疑が行われる日の前日の午後5時

までとなりますので、3月23日(水曜日)の午後5時まで、討論の通告期限については、同日、3月23日(水曜日)の正午までを第一期限として、これと対になる立場での討論の通告期限も同日、3月23日(水曜日)の午後5時となりますので、御承知おき願います。

なお、この包括外部監査契約締結の件の委員 会付託についてですが、所管の委員会の意向 に基づくこととしております。

このため、この件については、所管の総務文 教委員会で、意向を決めていただくこととし たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。なお、 この協議結果につきましては、改めて、委員 の皆さんに御報告いたします。

次に、3つ目の請願・陳情についてですが、 今定例会に提出されたものはございませんで した。

次に、4つ目の意見書・決議につきましては、 これまでに受理しているものについては、お 手元の資料のとおり、陳情形式1件でありま す。 また、会派から提出されます、意見書(案)、 決議(案)については、10日(木曜日)の 午後5時までの提出期限となっておりますの でよろしくお願いします。

提出されました、会派からの意見書(案)、 決議(案)については、11日(金曜日)の 本委員会でお示しし、本日提示いたしました 1件の意見書(案)と合わせて、17日(木 曜日)の本委員会において御協議いただくこ とになりますので、それまでに、各会派にお いて御検討をいただきたいと思います。

次に、大きな協議事項の2番目、委員会条例の一部改正についてであります。このことについて、今定例会において提案されております、富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件において、新たに、防災危機管理部が新設されることに伴い、委員会条例の一部改正が必要になるものであります。

そして、この改正案については、昨日開催されました各派代表者会議において、お手元に配付の案文のとおり総務文教委員会の所管とすることで了承が得られております。

そこで、この議案につきましては、議会運営委員会の議員提出議案として、今定例会最終日の3月24日(木曜日)、事務分掌条例の一部改正が可決された後に、追加提案するこ

ととし、私から提案理由説明を行い、議案質疑の後、委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行うことにいたしたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、この議員提出議案に対する議案質疑、 討論の通告期限について確認させていただき ます。

まず、議案質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、3月23日(水曜日)の午後5時まで、討論の通告期限については、3月22日(火曜日)の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月23日(水曜日)の正午までとなりますので、御承知おき願います。

ここで、私のほうから、討論の通告期限及び 会派からの意見書・決議(案)の提出期限に ついて、確認のためお伝えいたします。

去る1月28日の本委員会で確認いたしましたとおり、補正案件分に係る討論の通告は、3月10日(木曜日)の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通

告期限が3月11日(金曜日)の正午までとしております。

また、先ほども申し上げましたが、会派から 提出されます、意見書(案)、決議(案)の 提出期限につきましては、3月10日(木曜日)の午後5時までとしております。

しかし、今定例会の一般質問の通告状況を見ておりますと、3月10日、11日の本会議の終了時間はそれぞれの通告期限を過ぎる可能性もあることから、提出に当たっては、十分に注意していただきますよう、お願いいたします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。 次回の議会運営委員会は、3月11日(金曜日)、予算決算委員会の前期全体会終了後に 行いますので、よろしくお願いいたします。 これをもって、本日の議会運営委員会を閉会 いたします。 令 和 4 年 3 月 定 例 会 (令和4年3月1日) 議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委員長 舎川智也

署名委員 髙田真里

署名委員 成 田 光 雄